

令和8年8月19日

会 員 各 位

柏商工会議所

「令和8年熊本地震 災害義援金」へのご協力のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会議所の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和8年千葉豪雨で被災されました会員事業所におかれましては、お見舞い申し上げます。

さて、令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震では、熊本県内に甚大な被害がもたらされました。被災された方々の支援や被災地の復旧・復興に役立てていただくため、熊本県が設けた義援金口座を通じて義援金の寄付を行いたいと存じます。

今般、(一社)千葉県商工会議所連合会が義援金受け入れの取扱いをいたしますので、出費多端の折、大変恐縮ですが、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 金 額 1口 1,000円

2. 振 込 先 千葉銀行 中央支店 普通預金 **4618636**
(口座名義) 令和8年熊本地震災害義援金
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会

①千葉銀行本支店窓口をご利用の場合、振込手数料は**無料**です。また、現金振込200万円以下の場合は、所定の本人確認は省略されます。

②お振込時の振込人名義の前に **1613** と4桁の数字コードの入力をお願いします。

③**A T M、インターネットバンキングからのお振込みにつきましては、通常の振込手数料がかかりますので、ご注意ください。**

3. 取扱期間 令和8年8月17日(月)から令和8年10月23日(金)まで

4. 本義援金の寄贈先 令和8年熊本地震義援金(熊本県)熊本県知事 木村 敬

5. 税制上の取扱い 本義援金は、所得税法第78条第2項第1号「特定寄附金」及び法人税法第37条第3項第1号の「国等に対する寄附金」に該当します。
なお、当連合会および熊本県からの領収証は発行されませんので、**振込領収書ならびに本趣意書**を、申告時まで大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

以 上